

| 改正案 | 現行 |
|---|--|
| <p>(リース取引に関する注記) 第八条の六 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>イ 当該事業年度末におけるリース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び残高相当額（貸借対照表に掲記すべき科目に準じて区分する。）並びに未経過リース料残高相当額（一年内のリース期間に係る金額及びそれ以外の金額に区分する。）</p> <p>ロ (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>イ 当該事業年度末におけるリース物件の取得価額、減価償却累計額、減損損失累計額及び残高（貸借対照表に掲記すべき科目に準じて区分する。）並びに未経過リース料残高相当額（一年内のリース期間に係る金額及びそれ以外の金額に区分する。）</p> <p>ロ (略)</p> | <p>(リース取引に関する注記) 第八条の六 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>イ 当該事業年度末におけるリース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び残高相当額（貸借対照表に掲記すべき科目に準じて区分する。）並びに未経過リース料残高相当額（一年内のリース期間に係る金額及びそれ以外の金額に区分する。）</p> <p>ロ (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>イ 当該事業年度末におけるリース物件の取得価額、減価償却累計額及び残高（貸借対照表に掲記すべき科目に準じて区分する。）並びに未経過リース料残高相当額（一年内のリース期間に係る金額及びそれ以外の金額に区分する。）</p> <p>ロ (略)</p> |

八（略）

（減損損失累計額の表示）

第二十六条の二 各有形固定資産に対する減損損失累計額は、次項及び第三項の規定による場合の外、当該各資産の金額（前条の規定により有形固定資産に対する減価償却累計額を、当該資産の金額から直接控除しているときは、その控除後の金額。）から直接控除し、その控除残高を当該各資産の金額として表示しなければならない。

2 減価償却を行う有形固定資産に対する減損損失累計額は、当該各資産科目に対する控除科目として、減損損失累計額の科目をもつて掲記することができる。ただし、これらの固定資産に対する控除科目として一括して掲記することを妨げない。

3 第二十五条及び前項の規定により減価償却累計額及び減損損失累計額を控除科目として掲記する場合には、減損損失累計額を減価償却累計額に合算して、減価償却累計額の科目をもつて掲記することができる。

4 前項の場合には、減価償却累計額に減損損失累計額が含まれている旨を注記しなければならない。

第三十条 各無形固定資産に対する減価償却累計額及び減損損失累計額は、当該無形固定資産の金額から直接控除し、その控除残高を各無形固定資産の金額として表示しなければならない。

八（略）

（新設）

第三十条 各無形固定資産に対する減価償却累計額は、当該無形固定資産の金額から直接控除し、その控除残高を各無形固定資産の金額として表示しなければならない。

(特別損失の表示方法)

第九十五条の三 特別損失に属する損失は、前期損益修正損、固定資産売却損、減損損失、災害による損失その他の項目の区分に従い、当該損失を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、各損失のうち、その金額が特別損失の総額の百分の十以下のもので一括して表示することが適当であると認められるものについては、当該損失を一括して示す名称を付した科目をもつて掲記することができる。

(減損損失に関する注記)

第九十五条の三の二 減損損失を認識した資産又は資産グループ(他の資産又は資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位をいう。以下同じ。)がある場合には、当該資産又は資産グループごとに、次の各号に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、重要性が乏しい場合には、注記を省略することができる。

- 一 当該資産又は資産グループの用途、種類、所在地その他の内容
- 二 減損損失を認識するに至った経緯
- 三 特別損失に計上した減損損失の金額及び当該減損損失の主な固定資産の種類ごとの金額
- 四 資産グループがある場合には、当該資産グループに係る資産をグループピングした方法
- 五 回収可能価額が正味売却価額の場合には、その旨及び時価の算

(特別損失の表示方法)

第九十五条の三 特別損失に属する損失は、前期損益修正損、固定資産売却損、災害による損失その他の項目の区分に従い、当該損失を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、各損失のうち、その金額が特別損失の総額の百分の十以下のもので一括して表示することが適当であると認められるものについては、当該損失を一括して示す名称を付した科目をもつて掲記することができる。

(新設)

定方法、回収可能価額が使用価値の場合にはその旨及び割引率

改 正 案

現 行

様式第三号

様式第三号

【損益計算書】

【損益計算書】

| | | | | | | | |
|---------|--|--------------|--|--|--------------|--|--|
| 特 別 損 失 | | | | | | | |
| 前期損益修正損 | | × × × | | | × × × | | |
| 固定資産売却損 | | × × × | | | × × × | | |
| 減損損失 | | <u>× × ×</u> | | | <u>× × ×</u> | | |
| 災害による損失 | | × × × | | | × × × | | |

| | | | | | | | |
|---------|--|-------|--|--|-------|--|--|
| 特 別 損 失 | | | | | | | |
| 前期損益修正損 | | × × × | | | × × × | | |
| 固定資産売却損 | | × × × | | | × × × | | |
| (新設) | | | | | | | |
| 災害による損失 | | × × × | | | × × × | | |

改正案

現行

様式第五号

【キャッシュ・フロー計算書】

| | | | |
|----------------------|--|------------|------------|
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | | | |
| 税引前当期純利益（又は税引前当期純損失） | | ××× | ××× |
| 減価償却費 | | ××× | ××× |
| 減損損失 | | <u>×××</u> | <u>×××</u> |
| 貸倒引当金の増加額 | | ××× | ××× |

様式第五号

【キャッシュ・フロー計算書】

| | | | |
|----------------------|--|-----|-----|
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | | | |
| 税引前当期純利益（又は税引前当期純損失） | | ××× | ××× |
| 減価償却費 | | ××× | ××× |
| （新設） | | | |
| 貸倒引当金の増加額 | | ××× | ××× |

| 改 正 案 | 現 行 |
|---|--|
| <p>様式第九号</p> <p>【有形固定資産等明細表】</p> <p>(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>~ (略)</p> <p>「前期末残高」、「当期増加額」、「当期減少額」及び「当期末残高」の欄は、当該資産の取得原価によつて記載すること。<u>ただし、減損損失累計額を取得原価から直接控除している場合には、当該事業年度の減損損失の金額は「当期減少額」の欄に内書(括弧書)として記載し、「当期末残高」の欄は、減損損失控除後の金額を記載すること。</u></p> <p>当期末残高から減価償却累計額又は償却累計額及び減損損失累計額(減損損失累計額を取得原価から直接控除している場合を除く。)を控除した残高を、「差引当期末残高」の欄に記載すること。</p> <p>~ (略)</p> <p>10. <u>減価償却を行う有形固定資産に対する減損損失累計額を、当該各資産科目に対する控除科目として、減損損失累計</u></p> | <p>様式第九号</p> <p>【有形固定資産等明細表】</p> <p>(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>~ (略)</p> <p>「前期末残高」、「当期増加額」、「当期減少額」及び「当期末残高」の欄は、当該資産の取得原価によつて記載すること。</p> <p>当期末残高から減価償却累計額又は償却累計額を控除した残高を、「差引当期末残高」の欄に記載すること。</p> <p>~ (略)</p> <p>(新設)</p> |

額の科目をもつて掲記している場合には、減損損失の金額は「当期償却額」の欄に内書（括弧書）として記載し、減損損失累計額は、「当期末減価償却累計額又は償却累計額」の欄と「当期償却額」の欄の間に「当期末減損損失累計額」の欄を設けて記載すること。

11. 減価償却を行う有形固定資産に対する減損損失累計額を、当該各資産科目に対する控除科目として、減価償却累計額に合算して掲記している場合には、減損損失の金額は「当期償却額」の欄に内書（括弧書）として記載し、「当期末減価償却累計額又は償却累計額」の欄に減損損失累計額を含めて記載する。この場合には、「減価償却累計額又は償却累計額」の欄に、減損損失累計額が含まれている旨を注記すること。

（新設）